



2026 年 7 月 17 日

各 位

会 社 名：サツドラホールディングス株式会社
代表者名：代表取締役社長CEO 富山 浩 樹
(コード番号 3544 東証スタンダード・札証)
問合せ先：取締役CFO 小 西 憲 明
(TEL. 011-788-5166)

(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について

当社が、2026 年 6 月 19 日付で公表いたしました「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(以下「当初意見表明プレスリリース」といいます。)について、一部変更すべき事項(当該変更を以下「本変更」といいます。)がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、2026 年 6 月 19 日開催の取締役会において、当社が発行する普通株式(以下「当社株式」といいます。)を非公開化することを目的とする、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注1)のための一連の取引の一環として行われるテラ株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議し、その旨お知らせしておりました。

(注1)「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、公開買付者が公開買付けの対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって公開買付けの対象者の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。

本変更は、本日、公開買付者による金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づく要請により当社が本日付で公表した「(変更) テラ株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「サツドラホールディングス株式会社(証券コード: 3544)の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」に記載のとおり、(i) 公開買付者が、2026 年 7 月 17 日付で、本公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格を 1,220 円から 1,260 円に変更すること(以下「本価格変更」といいます。)を決定したこと、(ii) 公開買付者が、2026 年 7 月 10 日付で、廣岡聖司氏(以下「廣岡氏」といいます。所有株式数: 914,300 株、所有割合: 6.63%)、米原まき氏(以下「米原氏」といいます。所有株式数: 831,800 株、所有割合: 6.04%)、株式会社三原色(所有株式数: 1,191,000 株、所有割合: 8.64%)及び株式会社青空商事(所有株式数: 496,200 株、所有割合: 3.60%)(以下、廣岡氏、米原氏、株式会社三原色及び株式会社青空商事を総称して「本応募誓約株主」といいます。)から、本価格変更を前提として、本応募誓約株主が所有する当社株式の全て(所有株式数の合計: 3,433,300 株、所有割合の合計: 24.91%)について本公開買付けへ応募することを誓約し、かつ、当該応募の結果成立した当社株式の買付けに係る契約を解除しないことを誓約する、本公開買付けの応募に関する誓約書を受領したことに伴い、公開買付者が本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書を提出することとしたことにより生じたものとなります。

本価格変更を受けて、当社取締役会は、本日、当初意見表明プレスリリースにおいて既にお知らせしております、本公開買付けに賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議いたしました。

なお、変更箇所には下線を付しております。

記

2. 買付け等の概要

(変更前)

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年6月22日（月曜日）から2026年8月3日（月曜日）まで（30営業日）
買付け等の価格	普通株式1株につき、金1,220円（注1）
買付予定数の上限	－（株）
買付予定数の下限	4,165,800（株）（注2）

（後略）

(変更後)

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年6月22日（月曜日）から2026年8月3日（月曜日）まで（30営業日）
買付け等の価格	普通株式1株につき、金1,260円（注1）
買付予定数の上限	－（株）
買付予定数の下限	4,165,800（株）（注2）

（後略）

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等

(1) 意見の内容

(変更前)

当社は、本日開催の当社取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」に記載の方法により決議されております。

(変更後)

当社は、2026年6月19日開催の当社取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

その後、当社は、2026年7月10日に公開買付者より、公開買付者が本公開買付価格を1,220円から1,260円に変更すること（以下「本価格変更」といいます。）を行う旨の意向を示されたことを受けて、本価格変更について慎重に協議及び検討を行った結果、2026年7月17日付の取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議いたしました。

なお、上記のいずれの取締役会決議も、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」に記載の方法により

決議されております。

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要 (変更前)

(前略)

公開買付者は、本株式併合の完了後、最終的に本吸収合併（以下において定義します。）及び本株式交換後のトミーコーポレーションの公開買付者親会社における議決権割合が 33.40%となるよう、トミーコーポレーションの保有する当社株式の議決権割合を調整するべく、本株式分割（以下において定義します。）を行った上で、当社による本不応募株式の一部取得（以下「本自己株式取得」といいます。）（注3）（注4）を実施することを予定しているとのことです。

（注3）本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性があります。ありますが、当社株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け（法第27条の22の2に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第24条の6第1項、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第4条の3）に該当しないため、当社は、自社株公開買付けを実施しない予定です。また、本自己株式取得に係る自己株式取得価格（株式併合前の当社株式1株当たり 1,011 円。以下「本自己株式取得価格」といいます。）は、(i) 法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が、(ii) 仮にトミーコーポレーションが本公開買付けに応募した場合の本公開買付け価格の税引後手取り額と同額以下となる金額に設定することを予定しているとのことです。これにより、本公開買付けにより本不応募株式も含めた全ての当社株式の買付け等を行う場合と比べて、本公開買付け価格を引き上げることが可能となり、一般株主の利益の最大化を図ることができることとなるとのことです。このように、本自己株式取得は、本公開買付け価格の最大化と株主間の公平性を両立させることを企図するものであるとのことです。

(中略)

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、本公開買付けに関連して、本日付で、トミーコーポレーション及び富山氏との間で、取引基本契約（以下「本取引基本契約」といいます。）を締結し、トミーコーポレーションは、本不応募株式の全てについて本公開買付けに応募しないこと、及び本公開買付けの決済後に本株式併合を行うための必要な手続を実施すること（本臨時株主総会（下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。）における賛成の議決権の行使を含みます。）、本自己株式取得、本吸収合併及び本株式交換の実施等について合意しているとのことです。本取引基本契約の詳細については、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

(後略)

(変更後)

(前略)

公開買付者は、本株式併合の完了後、最終的に本吸収合併（以下において定義します。）及び本株式交換後のトミーコーポレーションの公開買付者親会社における議決権割合が 33.40%となるよう、トミーコーポレーションの保有する当社株式の議決権割合を調整するべく、本株式分割（以下において定義します。）を行った上で、当社による本不応募株式の一部取得（以下「本自己株式取得」といいます。）（注3）（注4）を実施することを予定しているとのことです。

（注3）本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性があります。ありますが、当社株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け（法第27条の22の2に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第24条の6第1項、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改

正を含みます。以下「令」といいます。)第4条の3)に該当しないため、当社は、自社株公開買付けを実施しない予定です。また、本自己株式取得に係る自己株式取得価格(株式併合前の当社株式1株当たり1,037円。以下「本自己株式取得価格」といいます。)は、(i)法人税法(昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。)に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が、(ii)仮にトミーコーポレーションが本公開買付けに応募した場合の本公開買付け価格の税引後手取り額と同額以下となる金額に設定することを予定しているとのことです。これにより、本公開買付けにより本不応募株式も含めた全ての当社株式の買付け等を行う場合と比べて、本公開買付け価格を引き上げることが可能となり、一般株主の利益の最大化を図ることができることとなるとのことです。このように、本自己株式取得は、本公開買付け価格の最大化と株主間の公平性を両立させることを企図するものであるとのことです。

(中略)

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、本公開買付けに関連して、2026年6月19日付で、トミーコーポレーション及び富山氏との間で、取引基本契約(以下「本取引基本契約」といいます。)を締結し、トミーコーポレーションは、本不応募株式の全てについて本公開買付けに応募しないこと、及び本公開買付けの決済後に本株式併合を行うための必要な手続を実施すること(本臨時株主総会(下記「(4)公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。)における賛成の議決権の行使を含みます。)、本自己株式取得、本吸収合併及び本株式交換の実施等について合意しているとのことです。また、公開買付者は、2026年7月10日付で、廣岡聖司氏(以下「廣岡氏」といいます。所有株式数：914,300株、所有割合：6.63%)、米原まき氏(以下「米原氏」といいます。所有株式数：831,800株、所有割合：6.04%)、株式会社三原色(所有株式数：1,191,000株、所有割合：8.64%)及び株式会社青空商事(所有株式数：496,200株、所有割合：3.60%)(以下、廣岡氏、米原氏、株式会社三原色及び株式会社青空商事を総称して「本応募誓約株主」といいます。)から、本価格変更を前提として、本応募誓約株主が所有する当社株式の全て(所有株式数の合計：3,433,300株、所有割合の合計：24.91%)について本公開買付けへ応募することを誓約し、かつ、当該応募の結果成立した当社株式の買付けに係る契約を解除しないことを誓約する、本公開買付けの応募に関する誓約書(以下「本応募誓約書」といいます。)を受領しているとのことです。本取引基本契約及び本応募誓約書の詳細については、下記「(6)公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

(後略)

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程 (変更前)

(前略)

以上の交渉を経て、公開買付者は2026年6月19日、本公開買付け価格を1,220円とし、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

なお、2026年3月下旬以降、丸の内キャピタルは、トミーコーポレーションとの間で本公開買付け価格及び本自己株式取得価格、スキーム、本取引基本契約の契約条件等について複数回にわたる協議を進めたとのことです。

具体的には、丸の内キャピタルは、富山氏との間で、2026年3月31日に、本提案書の内容について、2026年4月8日に、本取引のスキーム並びにトミーコーポレーション、富山氏及び公開買付者との間で締結する本取引基本契約の内容及び締結時期について、2026年5月8日に、本取引のスキームの詳細(本株式併合によるスクイズアウト手続、本自己株式取得及び本株式交換等)について、2026年5月15日に、本公開買付け価格の水準並びに本自己株式取得の価格及び方法について、2026年5月26日に、本公開買付け価格の水準について、2026年6月3日に、本公開買付け価格の水準及び本取引基本契約の内容について、それぞれ協議を行い、公開買付者は、トミーコーポレーション及び富山氏との間で、本日付で、本取引基本契約を締結したとのことです。

(後略)

(変更後)

(前略)

以上の交渉を経て、公開買付者は2026年6月19日、本公開買付価格を1,220円とし、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

なお、2026年3月下旬以降、丸の内キャピタルは、トミーコーポレーションとの間で本公開買付価格及び本自己株式取得価格、スキーム、本取引基本契約の契約条件等について複数回にわたる協議を進めたとのことです。

具体的には、丸の内キャピタルは、富山氏との間で、2026年3月31日に、本提案書の内容について、2026年4月8日に、本取引のスキーム並びにトミーコーポレーション、富山氏及び公開買付者との間で締結する本取引基本契約の内容及び締結時期について、2026年5月8日に、本取引のスキームの詳細（本株式併合によるスクイーズアウト手続、本自己株式取得及び本株式交換等）について、2026年5月15日に、本公開買付価格の水準並びに本自己株式取得の価格及び方法について、2026年5月26日に、本公開買付価格の水準について、2026年6月3日に、本公開買付価格の水準及び本取引基本契約の内容について、それぞれ協議を行い、公開買付者は、トミーコーポレーション及び富山氏との間で、2026年6月19日付で、本取引基本契約を締結したとのことです。

その後、公開買付者は、本公開買付け開始後の当社株式の市場取引の状況、より確実に本公開買付けを成立させ、本公開買付けの趣旨に賛同して応募いただいた株主の皆様のご意向をできる限り反映する必要性を総合的に勘案した結果、2026年7月1日以降、廣岡氏及び米原氏に対し、本公開買付けへの応募を打診し、両者との間で協議を行ったとのことです。

公開買付者は、2026年7月1日に、廣岡氏及び米原氏に対し、本応募誓約株主による、株式市場における当社株式の取得状況及びその背景についてヒアリングを行い、廣岡氏及び米原氏からは、当社の成長性を評価し、その企業価値の更なる向上を期待していることから当社株式を取得している旨の説明を受けたとのことです。その後、2026年7月8日に、公開買付者は、廣岡氏及び米原氏に対して、本公開買付け開始後の当社株式の市場取引の状況、本公開買付けの趣旨に賛同して応募いただいた当社の株主の皆様のご意向も踏まえ、より確実に本公開買付けを成立させることで、当社の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供する必要性を総合的に勘案した結果、本価格変更について検討していることについて説明したとのことです。その後、公開買付者は、本応募誓約株主から、2026年7月10日付で、本価格変更を前提として、本応募誓約書を受領したとのことです。本応募誓約書の詳細については、下記「(6)公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

公開買付者は、上記の廣岡氏及び米原氏との協議を経て、2026年7月10日、当社に対し、本価格変更の予定を伝達したとのことです。

以上の経緯を経て、公開買付者は、2026年7月17日、本価格変更を決定したとのことです。

(後略)

④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(ii) 検討・交渉の経緯

(変更前)

(前略)

その後、2026年6月18日、提案者より、本公開買付価格を再度1,220円（同日の前営業日である2026年6月17日の当社株式の終値835円に対して46.11%、直近1ヶ月間の終値単純平均値827円に対して47.52%、直近3ヶ月間の終値単純平均値848円に対して43.87%、直近6ヶ月間の終値単純平均値847円に対して44.04%のプレミアムを加えた価格）とする旨、当該提案価格は本取引を当社の今後の事業運営及び中長期的な企業価値向上に資する取引とすべく、真摯かつ総合的に最大限検討した結果であり、当社の本源的価値を最大限考慮し、また、一般株主の利益に十分配慮したものである旨及び提案者としては、これ以上の提案価格の引上げは困難なものと考えており、当該提案価格を最終の検討結果として再度提案する旨の第9回目の価格提案を受領いたしました。これに対して、当社

は、同日、当該提案の内容を本特別委員会において検討した結果、本公開買付価格 1 株当たり 1,220 円は、当社として本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することが可能な水準であると判断し、本公開買付価格を 1 株当たり 1,220 円とすることに応諾する旨の回答をいたしました。

(変更後)

(前略)

その後、2026 年 6 月 18 日、提案者より、本公開買付価格を再度 1,220 円（同日の前営業日である 2026 年 6 月 17 日の当社株式の終値 835 円に対して 46.11%、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 827 円に対して 47.52%、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 848 円に対して 43.87%、直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 847 円に対して 44.04%のプレミアムを加えた価格）とする旨、当該提案価格は本取引を当社の今後の事業運営及び中長期的な企業価値向上に資する取引とすべく、真摯かつ総合的に最大限検討した結果であり、当社の本源的価値を最大限考慮し、また、一般株主の利益に十分配慮したものである旨及び提案者としては、これ以上の提案価格の引上げは困難なものと考えており、当該提案価格を最終の検討結果として再度提案する旨の第 9 回目の価格提案を受領いたしました。これに対して、当社は、同日、当該提案の内容を本特別委員会において検討した結果、本公開買付価格 1 株当たり 1,220 円は、当社として本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することが可能な水準であると判断し、本公開買付価格を 1 株当たり 1,220 円とすることに応諾する旨の回答をいたしました。

その後、当社は、2026 年 7 月 10 日、公開買付者から、本公開買付価格を 1,220 円から 1,260 円へ変更することを予定している旨の伝達を受けました。

(iii) 判断の内容

(変更前)

以上の経緯の下、当社は、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から 2026 年 6 月 18 日付で答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けました（本答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「（3）公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の取得」をご参照ください。）。その上で、当社は、本日開催の当社取締役会において、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングから受けた財務的見地からの助言並びにブルータス・コンサルティングから 2026 年 6 月 18 日付で提出を受けた当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）及び本公開買付価格 1,220 円が当社の一般株主にとって財務的見地から公正であるとする旨のフェアネス・オピニオン（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本取引における本公開買付価格を含む本取引の諸条件は公正なものか等の観点から、以下の点等を含め慎重に協議及び検討を行いました。

(中略)

以上より、当社は、本日開催の当社取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。なお、かかる当社取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及び本株式併合を実施することにより当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

当該取締役会における決議の詳細は下記「（3）公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」をご参照ください。

(変更後)

以上の経緯の下、当社は、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から2026年6月18日付で答申書（以下「6月18日付答申書」といい、本特別委員会から2026年7月16日付で提出を受けた追加答申書（以下「7月16日付追加答申書」といいます。）と併せて「本答申書」といいます。）の提出を受けました（本答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「（3）公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の取得」をご参照ください。）。その上で、当社は、2026年6月19日開催の当社取締役会において、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングから受けた財務的見地からの助言並びにプルータス・コンサルティングから2026年6月18日付で提出を受けた当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）及び本公開買付価格1,220円が当社の一般株主にとって財務的見地から公正であると考えer旨のフェアネス・オピニオン（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された6月18日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本取引における本公開買付価格を含む本取引の諸条件は公正なものか等の観点から、以下の点等を含め慎重に協議及び検討を行いました。

(中略)

以上より、当社は、2026年6月19日開催の当社取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。なお、かかる当社取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及び本株式併合を実施することにより当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

その後、当社は、2026年7月10日に公開買付者から、本公開買付価格を1,220円から1,260円へ変更する予定について伝達を受けたことを踏まえ、本価格変更について慎重に協議及び検討を行いました。当社は、協議及び検討の結果、以下の点を踏まえると、本公開買付価格を1,260円とすることは、当社の株主の皆様にとって公正であり、本公開買付けは、引き続き、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

- (a) 本価格変更は本取引の目的に影響を与えるものではなく、2026年6月19日以降、本取引が当社の企業価値の向上に資するかどうかの判断に重大な影響を与えるような事情も生じていないことから、本価格変更後も本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり、その目的は合理的であると考えられること
- (b) 2026年6月19日以降、当社が作成し、株式価値算定の前提とされた本事業計画に変更はなく、本株式価値算定書は引き続き有効であると考えられ、2026年6月19日以降、当社の企業価値に影響を与える重要な状況変化は発生していないため、本取引の公表後も当社の本源的価値に変更はなく、本公開買付価格を1,260円とすることは公正及び妥当であると考えられること
- (c) 下記「（3）公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の取得」に記載のとおり、本特別委員会が、本価格変更後の本公開買付価格について公正性及び妥当性が認められる旨の意見を述べていること

以上より、当社は、2026年7月17日付の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決定いたしました。なお、かかる当社取締役会決議は、引き続き、公開買付者が本公開買付け及び本株式併合を実施することにより当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたもの

です。

当該取締役会における決議の詳細は下記「（３）公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」をご参照ください。

（３）公開買付けの公正性を担保するための措置

③ 当社における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の取得

（ii）特別委員会における検討の経緯

（変更前）

（前略）

そして、本特別委員会は、当社及びブルータス・コンサルティングから、提案者の提案内容や協議・交渉の状況等につき適時に報告を受けた上で、アンダーソン・毛利・友常法律事務所及びブルータス・コンサルティングから聴取した意見も踏まえて審議・検討するとともに、適宜意見を述べ、上記「（２）意見の根拠及び理由」の「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり交渉が行われ、公開買付者との間で本公開買付価格の最終的な合意に至るまで、交渉方針や提案内容に対する回答書を協議・承認し、当社に対して指示・要請を行うなどして、公開買付者との交渉過程に実質的に関与いたしました。

（変更後）

（前略）

そして、本特別委員会は、当社及びブルータス・コンサルティングから、提案者の提案内容や協議・交渉の状況等につき適時に報告を受けた上で、アンダーソン・毛利・友常法律事務所及びブルータス・コンサルティングから聴取した意見も踏まえて審議・検討するとともに、適宜意見を述べ、上記「（２）意見の根拠及び理由」の「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり交渉が行われ、公開買付者との間で本公開買付価格の最終的な合意に至るまで、交渉方針や提案内容に対する回答書を協議・承認し、当社に対して指示・要請を行うなどして、公開買付者との交渉過程に実質的に関与いたしました。

その後、本特別委員会は、2026 年 7 月 10 日に、公開買付者より本価格変更につき当社が伝達を受けたことを受け、同日に特別委員会を開催し、本価格変更について慎重に検討を行ったほか、7 月 16 日付追加答申書の承認に至るまでの間、電磁的方法によりメッセージを送受信する情報通信システム等を通じて報告、情報共有、審議及び意思決定を行いました。

（iii）特別委員会における判断内容

（変更前）

本特別委員会は、以上の経緯の下、本諮問事項について慎重に審議及び検討を重ねた結果、2026 年 6 月 18 日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、本答申書を提出いたしました。答申の理由を含む本答申書の詳細については、別添 1 をご参照ください。

（変更後）

本特別委員会は、以上の経緯の下、本諮問事項について慎重に審議及び検討を重ねた結果、2026 年 6 月 18 日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、6 月 18 日付答申書を提出し、2026 年 7 月 16 日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、7 月 16 日付追加答申書を提出いたしました。答申の理由を含む本答申書の詳細については、別添 1 及び別添 3をご参照ください。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

（変更前）

当社は、ブルータス・コンサルティングから受けた財務的見地からの助言、本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンの内容、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が公正なものか否かについて、慎重に協議・検討をいたしました。

その結果、当社は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は当社の株主の皆様にとって公正であり、本公開買付けは、株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

上記の当社取締役会においては、当社の取締役 10 名のうち、富山氏を除く 9 名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員の一致により上記の決議を行っております。

当社の取締役のうち富山氏は、本取引の提案者の一人であること、本取引後において実施することを予定している本吸収合併及び本株式交換を経て、公開買付者親会社の持分を有することにより間接的に当社の持分を有することを予定しているトミーコーポレーションの株主及び代表取締役であること、及び、当社の代表取締役社長 CEO であり、本取引後も継続して当社の経営にあたることが予定されていることから、利益相反の疑義を回避する観点から、当社取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、本取引に関し、当社の立場において提案者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

(変更後)

当社は、ブルータス・コンサルティングから受けた財務的見地からの助言、本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンの内容、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、6 月 18 日付答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が公正なものか否かについて、慎重に協議・検討をいたしました。

その結果、当社は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は当社の株主の皆様にとって公正であり、本公開買付けは、株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026 年 6 月 19 日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

その後、当社は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2026 年 7 月 17 日付の当社取締役会において、本価格変更を踏まえても、本公開買付けに賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決定しました。

上記のいずれの当社取締役会においても、当社の取締役 10 名のうち、富山氏を除く 9 名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員の一致により上記の決議を行っております。

当社の取締役のうち富山氏は、本取引の提案者の一人であること、本取引後において実施することを予定している本吸収合併及び本株式交換を経て、公開買付者親会社の持分を有することにより間接的に当社の持分を有することを予定しているトミーコーポレーションの株主及び代表取締役であること、及び、当社の代表取締役社長 CEO であり、本取引後も継続して当社の経営にあたることが予定されていることから、利益相反の疑義を回避する観点から、当社取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、本取引に関し、当社の立場において提案者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

(6) 公開買付けに係る重要な合意

(変更前)

公開買付者は、トミーコーポレーション及び富山氏との間で、本日付で、本取引基本契約を締結しており、その概要は以下のとおりであるとのことです。なお、本日現在、本取引基本契約を除き、トミーコーポレーション及び富山氏との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払いを除き、本公開買付けに際して付与される利益はないとのことです。

- ① トミーコーポレーションは、別途書面により合意した場合を除き、本不応募株式の全てについて、本公開買付けに応募しないこと。
- ② トミーコーポレーション及び富山氏は、本取引基本契約締結日以降、本取引が完了するまでの間、いかなる公開買付者以外の第三者に対しても、又はいかなる公開買付者以外の第三者との間においても、直接又は間接に、本取引と実質的に競合、矛盾若しくは抵触し、若しくは本取引の実行を困難にし、又はそれらのおそれのある取引（以下「競合取引」といいます。）に関する提案、勧誘、情報提供、協議、交渉、合意又は取引の実行を一切行わず、公開買付者以外の第三者から競合取引の提案を受け、又はかかる提案が存在することを知った場合、速やかに（遅くとも3営業日以内に）、公開買付者に対し、その旨及び当該提案の内容を通知し、公開買付者との間で対応につき誠実に協議すること。
- ③ 本公開買付けの結果、公開買付者が当社株式の全て（本不応募株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を買い付けることができなかった場合、公開買付者、トミーコーポレーション及び富山氏は、本公開買付けの成立を条件として、当社に対して本臨時株主総会の開催を要請し、当該議案に賛成の議決権を行使すること。
- ④ 公開買付者及びトミーコーポレーションは、当社をして、当社の株式につき、スクイーズアウト効力発生日後、実務上可能な限り速やかに、本株式分割を実施させること。
- ⑤ トミーコーポレーションは、本株式分割の効力発生日以降実務上可能な限り速やかに、本自己株式取得を通じて本自己株式取得価格で当社に売却すること。
- ⑥ 公開買付者及びトミーコーポレーションは、本自己株式取得の実施後実務上可能な限り速やかに、自ら及び当社をして、本吸収合併に係る吸収合併契約を締結し、また締結させ、かつ、自ら及び当社をして、本吸収合併のために合理的に必要な一切の行為（吸収合併契約に係る吸収合併契約の承認に係る、当社の株主総会における賛成の議決権の行使又は会社法第319条第1項に基づく同意を含みます。）を行い、又は行わせること。
- ⑦ 公開買付者は、本自己株式取得の実施後実務上可能な限り速やかに、公開買付者親会社との間で、本株式交換に係る株式交換契約を締結し、トミーコーポレーション及び公開買付者は、本株式交換のために合理的に必要な一切の行為（トミーコーポレーションが、本株式交換契約の承認に係る公開買付者の株主総会における賛成の議決権の行使又は会社法第319条第1項に基づく同意を行うことを含みます。）を行い、公開買付者親会社をして本株式交換のために合理的に必要な一切の行為を行わせること。

(後略)

(変更後)

① 本取引基本契約

公開買付者は、トミーコーポレーション及び富山氏との間で、2026年6月19日付で、本取引基本契約を締結しており、その概要は以下のとおりであるとのことです。なお、本日現在、本取引基本契約を除き、トミーコーポレーション及び富山氏との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払いを除き、本公開買付けに際して付与される利益はないとのことです。

- (ア) トミーコーポレーションは、別途書面により合意した場合を除き、本不応募株式の全てについて、本公開買付けに応募しないこと。

- (イ) トミーコーポレーション及び富山氏は、本取引基本契約締結日以降、本取引が完了するまでの間、いかなる公開買付け以外の第三者に対しても、又はいかなる公開買付け以外の第三者との間においても、直接又は間接に、本取引と実質的に競合、矛盾若しくは抵触し、若しくは本取引の実行を困難にし、又はそれらのおそれのある取引（以下「競合取引」といいます。）に関する提案、勧誘、情報提供、協議、交渉、合意又は取引の実行を一切行わず、公開買付け以外の第三者から競合取引の提案を受け、又はかかる提案が存在することを知った場合、速やかに（遅くとも3営業日以内に）、公開買付けに対し、その旨及び当該提案の内容を通知し、公開買付けとの間で対応につき誠実に協議すること。
- (ウ) 本公開買付けの結果、公開買付けが当社株式の全て（本不応募株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を買い付けることができなかった場合、公開買付け、トミーコーポレーション及び富山氏は、本公開買付けの成立を条件として、当社に対して本臨時株主総会の開催を要請し、当該議案に賛成の議決権を行使すること。
- (エ) 公開買付け及びトミーコーポレーションは、当社をして、当社の株式につき、スクイーズアウト効力発生日後、実務上可能な限り速やかに、本株式分割を実施させること。
- (オ) トミーコーポレーションは、本株式分割の効力発生日以降実務上可能な限り速やかに、本自己株式取得を通じて本自己株式取得価格で当社に売却すること。
- (カ) 公開買付け及びトミーコーポレーションは、本自己株式取得の実施後実務上可能な限り速やかに、自ら及び当社をして、本吸収合併に係る吸収合併契約を締結し、また締結させ、かつ、自ら及び当社をして、本吸収合併のために合理的に必要な一切の行為（吸収合併契約に係る吸収合併契約の承認に係る、当社の株主総会における賛成の議決権の行使又は会社法第319条第1項に基づく同意を含みます。）を行い、又は行わせること。
- (キ) 公開買付けは、本自己株式取得の実施後実務上可能な限り速やかに、公開買付け親会社との間で、本株式交換に係る株式交換契約を締結し、トミーコーポレーション及び公開買付けは、本株式交換のために合理的に必要な一切の行為（トミーコーポレーションが、本株式交換契約の承認に係る公開買付けの株主総会における賛成の議決権の行使又は会社法第319条第1項に基づく同意を行うことを含みます。）を行い、公開買付け親会社をして本株式交換のために合理的に必要な一切の行為を行わせること。

（中略）

（注4）本取引基本契約において、トミーコーポレーションは、上記①の不応募義務に違反して、本公開買付けに対し、本不応募株式の全部又は一部を応募した場合は、トミーコーポレーションは、公開買付けに対し、トミーコーポレーションが本公開買付けに応募した当社株式の数に本公開買付け価格を乗じた金額を支払う義務を負うものとされているとのことです。

② 本応募誓約書

公開買付けは、本応募誓約株主から、2026年7月10日付で、本価格変更を前提として、本応募誓約書を受領しているとのことです。本応募誓約書において、本応募誓約株主は、本価格変更を前提として、本応募誓約株主が所有する当社株式の全て（所有株式数の合計：3,433,300株、所有割合の合計：24.91%）を本公開買付けへ応募し、かつ、当該応募の結果成立した当社株式の買付けに係る契約を解除しないことを誓約しているとのことです。なお、本応募誓約書では、その他、(a)本応募誓約株主は、市場内外での取得を問わず、当社の株式その他の有価証券の買付けその他の取得を行ってはならない旨、(b)本応募誓約株主の秘密保持義務、(c)公開買付けが金商法その他適用ある法令に従い本公開買付けを適法に撤回した場合又は本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合の本応募誓約書の終了に関する規定等の一般条項が規定されているとのことです。

なお、本日現在、本応募誓約書を除き、公開買付けと本応募誓約株主との間で本公開買付けに関する合意は締結されておらず、本公開買付け価格の支払いを除き、本公開買付けに際して付与される利益は存在しないとのことです。

9. MBO等に関する事項

(2) 本取引が一般株主にとって公正であることに関する特別委員会の意見

(変更前)

当社は、上記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の取得」のとおり、本公開買付けを含む本取引が当社の一般株主にとって公正なものであることに関して本特別委員会から本答申書の提出を受けております。本答申書の詳細は別添1をご参照ください。

(変更後)

当社は、上記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の取得」のとおり、本公開買付けを含む本取引が当社の一般株主にとって公正なものであることに関して本特別委員会から本答申書の提出を受けております。本答申書の詳細は別添1及び別添3をご参照ください。

10. その他

(1) 「2026年5月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」の公表

(変更前)

当社は、本日付で当社決算短信を公表しております。当該公表に基づく当社決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容については、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人のレビューを受けておりません。詳細については、当該公表内容をご参照ください。

(後略)

(変更後)

当社は、2026年6月19日付で当社決算短信を公表しております。当該公表に基づく当社決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容については、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人のレビューを受けておりません。詳細については、当該公表内容をご参照ください。

(後略)

(2) 「2026年5月期の期末配当予想の修正（無配）及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」並びに「中期経営計画の取下げに関するお知らせ」の公表

(変更前)

当社は、本日付で公表した「2026年5月期の期末配当予想の修正（無配）及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」並びに「中期経営計画の取下げに関するお知らせ」に記載のとおり、本日開催の当社取締役会において、2026年5月期の配当予想を修正し、2026年5月期の期末配当を行わないこと、本公開買付けが成立することを条件に、2027年5月15日を基準日とする2028年5月期より株主優待制度を廃止すること、及び、2028年5月期を最終年度とする中期経営計画を取り下げることとを決議いたしました。詳細については、当該公表内容をご参照ください。

(変更後)

当社は、2026年6月19日付で公表した「2026年5月期の期末配当予想の修正（無配）及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」並びに「中期経営計画の取下げに関するお知らせ」に記載のとおり、2026年6月19日開催の当社取締役会において、2026年5月期の配当予想を修正し、2026年5月期の期末配当を行わないこと、本公開買付けが成立することを条件に、2027年5月15日を基準日とする2028年5月期より株主優待制度を廃止すること、及び、2028年5月期を最終年度とする中期経営計画を取り下げることとを決議いたしました。詳細については、当該公表内容をご参照ください。

(参考)

(変更前)

本答申書 (別添 1)

サツドラホールディングス株式会社 (証券コード : 3544) の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ (別添 2)

(変更後)

6 月 18 日付答申書 (別添 1)

サツドラホールディングス株式会社 (証券コード : 3544) の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ (別添 2)

7 月 16 日付追加答申書 (別添 3)

以上

(参考)

(変更) 公開買付け届出書の訂正届出書の提出に伴う「サツドラホールディングス株式会社 (証券コード : 3544) の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ (別添)

2026 年 7 月 16 日

サツドラホールディングス株式会社取締役会 御中

サツドラホールディングス株式会社特別委員会

委員長 保 田 隆 明

委員 河 野 宏 子

委員 成 田 眞 弘

追 加 答 申 書

本追加答申書は、本取引について、当社から本追加答申書第 2 記載の求意見事項（以下「求意見事項」という。）に係る意見を求められ、2026 年 6 月 18 日付の本特別委員会の答申書（以下「2026 年 6 月 18 日付答申書」という。）に追加して、公開買付者その他の本取引の関係者及び本取引の成否から独立した立場から、当該求意見事項につき慎重に審議の上で決議した答申の内容を記載するものである。

なお、本追加答申書で使用される用語は、特段の記載のない限り、2026 年 6 月 18 日付答申書で用いられたものと同様の意味を有し、本追加答申書は 2026 年 6 月 18 日付答申書記載の制約事項及び留保事項に服するものとする。

第1 用語

本追加答申書において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意味を有する。

- (1) 訂正届出書 公開買付者の2026年7月17日付の公開買付届出書の訂正届出書の
本追加答申書作成時点（2026年7月16日）でのドラフト
- (2) 当社変更プレスリリース 当社による2026年7月17日付プレスリリース「(変更)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について」の本
追加答申書作成時点でのドラフト

第2 求意見事項

当社は、2026年7月10日、公開買付者から、本公開買付価格を1,220円から1,260円とすること（以下「本買付価格変更」という。）について伝達を受けた。

本特別委員会は、2026年7月10日、当社より、本買付価格変更を前提としても、2026年6月18日付答申書において当社取締役会に答申した意見に変更がないかについて意見を求められ、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を答申することを求められた。

第3 答申に至る手続

本特別委員会は、求意見事項に対し答申を行うに際して、以下の作業又は手続を行った。

(1) 委員会の開催

本特別委員会は、委員会を1回開催し、また、電磁的方法によりメッセージを送受信する情報通信システムを通じて求意見事項に関する審議を行った。

その結果、本特別委員会は、本追加答申書作成日において、委員3名全員の一致をもって、本追加答申書を作成した。

(2) 検討書類

本特別委員会は、当社変更プレスリリース及び訂正届出書その他の委員会において配付された各種資料（以下「本検討資料」という。）を検討した。

(3) ヒアリング等

本特別委員会は、求意見事項につき検討するため、委員会又は委員会の開催期日

外において、以下の事項を含むヒアリング、質疑応答等を追加的に実施した。

- ① 委員会において、プルータス・コンサルティングから、現在の当社株式に係る市場株価動向等に関する説明を受け、質疑応答を実施した。
- ② 委員会において、プルータス・コンサルティングから、公開買付者との協議・検討状況及び公開買付者と当社の大株主との協議状況について説明を受け、質疑応答を実施した。
- ③ 委員会において、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、当社変更プレスリリースの委員会の開催期日時点でのドラフトについて説明を受け、質疑応答を実施した。

第4 求意見事項に対する本特別委員会の意見

本買付価格変更を前提としても、2026年6月18日付答申書において当社取締役会に答申した意見に変更はない。

第5 本特別委員会の意見の理由

5-1. 本公開買付けの公表後に生じた各種事象

本特別委員会は、2026年6月18日付答申書において当社取締役会に答申した意見を変更する必要性の有無を判断するため、当社に対して、本公開買付けの公表後に生じた各種事象についての説明を求めた。これに対して当社から、本公開買付けの公表後に生じた事象として、①公開買付者から、2026年6月下旬以降、公開買付者と当社の大株主との間の協議の状況等について共有を受けてきたこと、その結果、2026年7月10日、公開買付者から本買付価格変更について伝達を受けたこと、②第三者から、本取引と実質的に抵触し若しくは本取引の実行を困難にする又はその合理的なおそれのある取引に係る買収提案等を受けていないこと、③当社が作成した本事業計画の内容には変更は生じていないこと等についての説明があった。

本特別委員会は、改めて、これらの事象が当社の業況や本取引に与える影響等について慎重に議論した。その結果、本特別委員会は、当社の説明に不合理な点は見当たらず、総合的にみて、本公開買付けの公表後に生じた各種事象は、当社が従来目指してきた企業価値向上に重大な影響を与えるものではないと判断した。

5-2. 本取引の目的は正当性・合理性を有する（本取引が当社の企業価値向上に資する。）旨の意見の変更の要否（本諮問事項1関係）

本特別委員会は、本特別委員会における慎重な議論を通じて、本公開買付けの公表後に生じた各種事象を踏まえても、当社の業況や本取引を取り巻く環境に重大な

変化は生じていないと判断した。

そして、本特別委員会は、本買付価格変更を前提としても、2026年6月18日付答申書において本特別委員会が判断した、本取引の実行は当社が認識する経営課題の解決に資することが認められること、他の手法と比較して本取引によることも相当であると考えられること、本取引による当社の企業価値向上に対する重大な支障となる事情として認められるものも見受けられないことについては、いずれも本追加答申書作成時点においても変更されておらず、引き続き維持されているものと判断した。

以上より、本特別委員会は、本取引は企業価値の向上に資するものであって、その目的は正当性・合理性を有すると認められる旨の意見を変更する必要はないと判断した。

5-3. 本公開買付けを含む本取引の条件の公正性・妥当性は確保されている旨の意見の変更の要否（本諮問事項2関係）

公開買付価格の変更は、本取引の条件の妥当性が確保されているかどうかの判断に影響を与える可能性があるものであるところ、本買付価格変更は、公開買付価格を引き上げるものである。

そして、本買付価格変更に係る本公開買付価格1,260円は、当社が、プルータス・コンサルティングより、2026年6月18日付で本株式価値算定書を取得して以降、その前提とした当社の事業の現状及び将来の見通し等の状況に重大な変更がない中で、本株式価値算定書における市場株価法に基づく算定レンジの上限を上回るものであり、また、DCF法によって算定された当社株式の1株当たり株式価値のレンジの中央値にあたる価格である。

さらに、本買付価格変更に係る本公開買付価格1,260円は、東京証券取引所スタンダード市場における本取引の公表日の直前営業日である2026年6月18日の当社株式の終値837円に対して50.54%、直前営業日までの過去1ヶ月の平均終値828円に対して52.17%、直前営業日までの過去3ヶ月の平均終値848円に対して48.58%、直前営業日までの過去6ヶ月の平均終値848円に対して48.58%のプレミアムを加えた金額となっている。これは、2026年6月18日付答申書の作成までにプルータス・コンサルティングから説明があった、2019年6月28日から2026年4月30日までに公表されたMBOの一環として行われる公開買付けにおける事例48件における買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアム水準の平均値及び中央値と比較すると、公表日の直前営業日の終値並びに公表日の直前営業日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム水準において、いずれも上回っており、合理的な水準であるといえる。

以上より、本買付価格変更後の公開買付価格はプルータス・コンサルティングにより算定された当社株式の株式価値に照らして、引き続き一定の合理的な水準にあ

ること（特に、収益性から企業の本源的価値を測定する DCF 法に基づく算定結果のレンジの中央値にあたる金額であること）、本買付価格変更後の本公開買付けは一般株主の全員に対して、過去事例の買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの平均値及び中央値をいずれも上回るプレミアムを乗せた価格による当社株式の売却機会を提供するものであること、及び、2026 年 6 月 18 日付答申書作成時に本諮問事項 2 を検討した際に考慮したその他の事由についての評価及び判断についての変更がないことから、本公開買付けを含む本取引の条件の公正性及び妥当性は確保されている旨の意見を変更する必要はないと判断した。

5－4．本取引において、取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられている旨の意見の変更の要否（本諮問事項 3 関係）

本特別委員会は、本公開買付けを含む本取引に係る手続の公正性の確保については、本特別委員会が 2026 年 6 月 18 日付答申書で指摘した、（１）特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得、（２）意思決定のプロセス、（３）当社における独立した検討体制の構築、（４）独立した法律事務所からの助言の取得、（５）独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得、（６）マーケット・チェック、（７）一般株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の向上、（８）強圧性の排除の各項目の内容について、いずれも（但し、（５）については 2026 年 6 月 18 日付答申書作成日時点でのものとして）本追加答申書作成日時点においても変更されておらず、引き続き維持されているものと判断した。また、マジョリティ・オブ・マイノリティは、本買付価格変更後においても設定されないものとされているが、上記（１）から（８）に記載のとおり、本取引においては、公正性担保措置が講じられており、公正な手続を通じて当社の株主の利益への十分な配慮がなされていることに照らせば、本公開買付けにおいて、同条件が設定されていなくても、引き続き、本取引の手続及び条件の公正性・妥当性が否定されるものではないと考えられる。

以上より、本特別委員会は、本取引に係る手続の公正性が確保されている旨の意見を変更する必要はないと判断した。

5－5．本取引の決定は当社の一般株主にとって公正であると考えられる旨の意見の変更の要否（本諮問事項 4 関係）

本特別委員会としては、本諮問事項 1 乃至 3 において検討を要請されている事項が、本諮問事項 4 を検討する際の考慮要素になるものと考えているところ、本特別委員会における検討の結果、本諮問事項 1 乃至 3 について、いずれも 2026 年 6 月 18 日付答申書における意見を変更する必要はないと認められることは、上記 5－2 乃至 5－4 において述べたとおりである。

以上から、本特別委員会は、本諮問事項 4 についても、本取引の決定は当社の一般株主にとって公正であると考えられる旨の意見を変更する必要はないと判断した。

5－6．当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うことは相当である旨の意見の変更の要否（本諮問事項 5 関係）

本特別委員会としては、本諮問事項 1 乃至 4 において、本取引の目的の合理性、本取引に係る取引条件の妥当性及び本取引に係る手続の公正性が確認され、かつ、本取引の決定が当社の一般株主にとって公正であることが確認されることにより、本諮問事項 5 を是認する理由になるものとする。そして、本特別委員会における検討の結果、本諮問事項 1 乃至 4 について、いずれも 2026 年 6 月 18 日付答申書における意見を変更する必要はないと認められることは、上記 5－2 乃至 5－5 において述べたとおりである。

以上から、本特別委員会は、本諮問事項 5 についても、当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うことは相当である旨の意見を変更する必要はないと判断した。

以 上

2026年7月17日

各 位

会 社 名： テラ株式会社

代表者名： 代表取締役 富 井 正 浩

**(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「サツドラホールディングス株式会社
(証券コード：3544) の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ**

テラ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社東京証券取引所のスタンダード市場及び証券会員制法人札幌証券取引所本則市場に上場しているサツドラホールディングス株式会社（証券コード：3544）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を非公開化することを目的とした一連の取引の一環として、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を2026年6月22日より開始しております。

（i）公開買付者が、2026年7月17日付で、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格を1,220円から1,260円に変更すること（以下「本価格変更」といいます。）を決定したこと、及び（ii）公開買付者が、2026年7月10日付で、廣岡聖司氏（以下「廣岡氏」といいます。所有株式数：914,300株、所有割合：6.63%）、米原まき氏（以下「米原氏」といいます。所有株式数：831,800株、所有割合：6.04%）、株式会社三原色（所有株式数：1,191,000株、所有割合：8.64%）及び株式会社青空商事（所有株式数：496,200株、所有割合：3.60%）（以下、廣岡氏、米原氏、株式会社三原色及び株式会社青空商事を総称して「本応募誓約株主」といいます。）から、本価格変更を前提として、本応募誓約株主が所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：3,433,300株、所有割合の合計：24.91%）について本公開買付けへ応募することを誓約し、かつ、当該応募の結果成立した対象者株式の買付けに係る契約を解除しないことを誓約する、本公開買付けの応募に関する誓約書を受領したことに伴い、公開買付者が2026年6月22日付で提出いたしました公開買付届出書につきまして、訂正すべき事項が生じました。

これに伴い、2026年6月19日付「サツドラホールディングス株式会社（証券コード：3544）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 本公開買付けの内容

（4）買付け等の価格

（訂正前）

普通株式1株につき、金 1,220 円

（訂正後）

普通株式1株につき、金 1,260 円

公開買付届出書における訂正内容の詳細については、公開買付者が 2026 年 7 月 17 日に提出する公開買付届出書の訂正届出書をご参照ください。公開買付届出書の訂正届出書は、EDINET (<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>) にて縦覧に供されます。

以 上

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付け等に関する書類（その写しを含みます。）を、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。